○立入検査関係（報告の徴収）

根拠法令

・法第６１条

適　　用

・公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、次の者に対し、その業務（指定保安検査機関などは、経理の状況を含む）に関する報告を求める。

１．第一種製造者
２．第二種製造者
３．第一種貯蔵所の所有者又は占有者
４．第二種貯蔵所の所有者又は占有者
５．販売業者
６．高圧ガスの輸入をした者
７．特定高圧ガス消費者
８．液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者
９．容器製造業者
10．容器の輸入をした者
11．容器検査所の登録を受けた者又は機器製造業者
12．指定保安検査機関など

報告の徴収

・報告の徴収に対する回答は、原則、文書により行うこと。

【次ページへ続く】

○立入検査関係（立入検査）

根拠法令

・法第６２条

適　　用

・公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、次の者に対し、その者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類（指定保安検査機関などは、業務の状況含む）その他必要な物件の検査の実施や関係者に対して質問を行う。その際、試験のため必要な最小限度の容積に限り、高圧ガスの収去を行うこともあります。

１．高圧ガスの製造をする者
２．第一種貯蔵所の所有者又は占有者
３．第二種貯蔵所の所有者又は占有者
４．販売業者
５．高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者
６．高圧ガスの輸入をした者
７．液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者
８．容器の製造をする者
10．容器の輸入をした者
11．容器検査所の登録を受けた者
12．指定保安検査機関など

立入検査

・立入検査は、日時等をあらかじめ対象者等に連絡して行うこととするが、必要な場合は、抜き打ち検査を行う。